

第7次阿久根市行政改革大綱

令和5年5月

阿久根市

1 はじめに

本市では、平成8年度から6次にわたり行政改革大綱を策定し、積極的に行財政改革に取り組んできました。

この間、平成22年度に一時、計画の策定が途絶えましたが、厳しい財政状況の下、多様化し増大する住民ニーズに的確に対応するため、平成24年度には第5次阿久根市行政改革大綱を策定し、さらにこの改革を推し進めるため、平成29年に第6次阿久根市行政改革大綱を策定して、各種施策を推進してきました。

第1次行政改革大綱の策定時（平成7年度）に365人であった職員数は、行革大綱及び実施計画の推進により、平成24年度には200人まで減少しました。その後は行政需要の高まりと事務事業の円滑な遂行の必要性から、近年では210人前後の職員数で推移しているところです。

第1次から第4次までの行政改革の取組においては、主に組織機構の見直しや経費の削減を進め、第5次以降においては、経費削減と合わせて効率的で安定的な行政運営の実現に努めてきました。

第6次阿久根市行政改革大綱では、改革の基本項目を「市民との協働によるまちづくり」のほか4項目を掲げ、同実施計画において51項目の実施細目を設定し、毎年度、各施策の実施状況について検証を行ってきました。その結果、近年は一部の計画が新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったものの、多くの目標が達成できたところです。

【参考：本市の行政改革の取組経過】

期 間	主 な 取 組
◆第1次行政改革大綱 (平成8～11年度)	・ 保育園、児童館の統合及び運営変更 ・ 一般廃棄物の民間委託 ・ 課の統合（8課削減） ・ 学校主事、運転技師の削減 など
◆第2次行政改革大綱 (平成12～15年度)	・ 国民宿舎の民間委託 ・ 嘱託職員の公募制導入 ・ 総合的窓口制の検討とOA機器の導入 ・ 葬斎場の民間委託 など
◆第3次行政改革大綱 (平成16～18年度)	・ 補助金の適正化 ・ 使用料・手数料の見直し ・ 定員適正化計画の推進（職員の不補充） ・ 職員給料、手当の減額 など
◆第4次行政改革大綱 (平成19～21年度)	・ 消防団組織の適正化 ・ 特殊車両の運転委託 ・ 定員適正化計画の推進（職員の不補充） ・ 市広報誌等への広告掲載 など

<p>◆第5次行政改革大綱 (平成24～28年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の在り方の検討（事後審査型条件付き一般競争入札の試行） ・市民満足度調査の実施 ・子ども医療費助成事業の実施 ・公の施設の指定管理者制度の活用 など
<p>◆第6次行政改革大綱 (平成29～令和3年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等のコンビニ納付制度の導入 ・市民交流センターの建設 ・ふるさと納税返礼品事業の推進 ・上水道と簡易水道の統合 など

2 本市を取り巻く状況と行政改革の必要性

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本市は、少子高齢化の進行に加え、老年人口も減少していく状況にあり、今後、加速度的に人口減少が進むことが予想されており、労働力人口や消費市場の縮小、地域社会の維持に深刻な影響を与えることが懸念されます。令和元年度に策定した「阿久根市まちづくりビジョン」においても、急激な人口減少が予測されており、その対応が急務となっています。

また、今後も公共施設の老朽化や防災・減災対策など、本市を取り巻く喫緊の課題に対応するための施策や事業に多額の費用が見込まれており、厳しい財政状況が続くものと予想されます。

こうしたことから、財源の確保や徹底した事務事業の見直しなど、効率的で健全な行財政運営により、持続可能な自治体経営を進める必要があります。

(2) デジタル化の進展

ICT（情報通信技術）の飛躍的進歩とIoTやAIの技術革新が進む中で、テレワークやキャッシュレス決済など、企業活動や市民生活にもデジタル化の動きが広がっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、人々の行動や生活様式などの変化にも波及し、市民や事業者の活動、行政サービスの在り方についても見直しを迫ることになりました。

国においては、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

令和4年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置付けられ

ました。

本市においても、市民がもっと気軽に、便利に、安全で適切な行政サービスを享受できるよう、オンライン手続きの推進など、ICTを積極的に活用して市民サービスの向上や自治体業務の効率化を図る必要があります。

(3) 変化する社会情勢への対応

新型コロナウイルスの世界的大流行をはじめ、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や温暖化による地球規模の気候変動による影響などにより、我が国をとりまく社会・国際情勢は刻々と変化しており、特に物流や経済面においては、地方でもその影響は大きく表れてきています。先行きの不透明さから、市民は生活への不安を募らせると同時に、行政に対しては迅速で効果的な事務事業の執行が要求されています。

こうしたことから、自治体経営には、社会情勢の変化にスピード感を持って柔軟に対応し、適切な行政サービスを速やかに展開・実行できる能力を持った職員と組織づくりがますます重要になってきています。

(4) 行政改革の必要性

行政改革は、財政状況や社会の変化に即した市民サービスの一層の向上を目的として、事務事業のあり方や進め方を点検し、見直し、新しい課題の克服へ向けに行われる取組です。

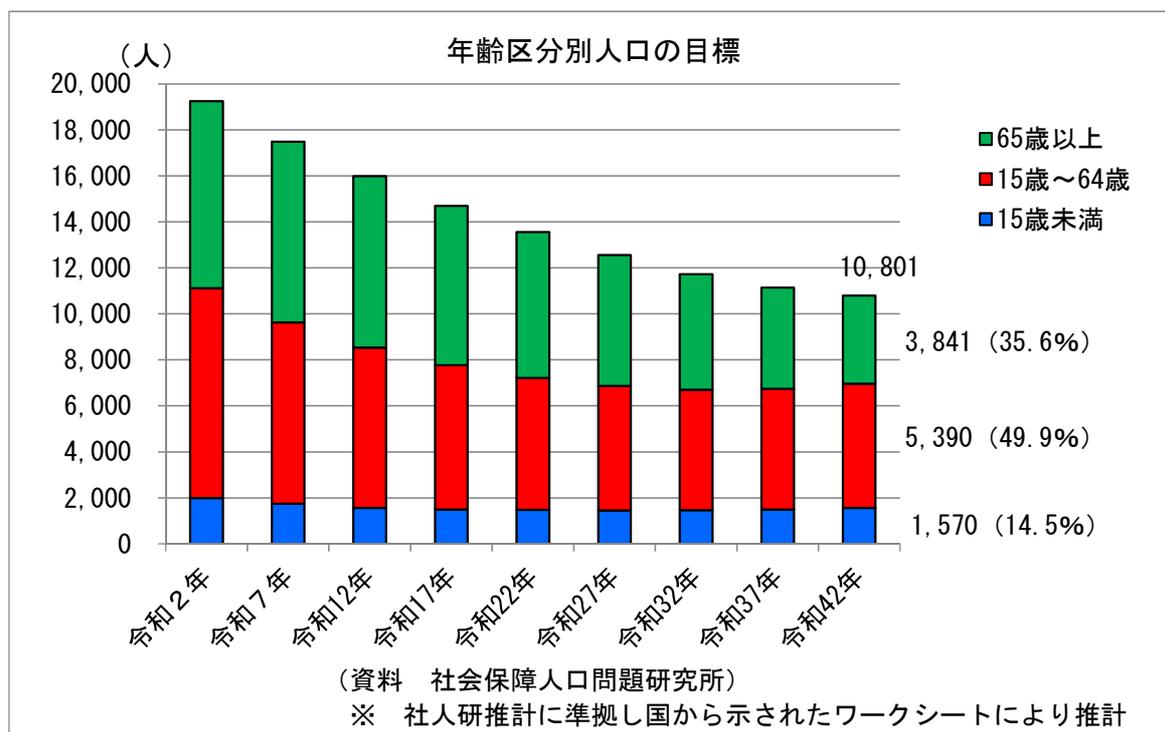
本市においては、急速な人口減少・少子高齢化への対応、基幹産業である農林水産業の振興、高度・多様化する市民ニーズを踏まえたまちづくりなど、行政を取り巻く課題が山積しています。

これらの社会情勢の変化や課題に適切に対応し、目指すべきまちづくりを示した「阿久根市まちづくりビジョン」(計画期間：令和2年度～令和6年度)に基づき様々な施策を展開してきているところですが、その効果を速やかに、かつ最大限に発揮するためには、自治体として安定的な財政基盤の確立と時代の変化に的確に対応した効率的で柔軟な組織運営が不可欠であります。

諸課題に引き続き即応し、持続的な自治体経営を確保して市民福祉の向上を図るため、第7次阿久根市行政改革大綱を策定し、より積極的な改革の推進に努めるものです。

【参考】

○本市の将来人口推計



3 行政改革の基本的な考え方

(1) 目指す方向性

第6次行政改革大綱では次の5項目を基本理念として掲げ、改革に取り組んできました。

- ① 市民福祉の向上を図ること。
- ② 持続的な自治体の運営を確保すること。
- ③ 健全な財政を維持すること。
- ④ これまでの取組を総括し、継続した改革を志向すること。
- ⑤ 国の各種施策の動向を注視し、その影響を踏まえるとともに、社会・経済情勢の変化に即応した改革とすること。

将来にわたり質の高い行政サービスを継続して提供していくためには、これまでの行政改革大綱の考え方を継承しつつ、刻々と変化する社会経済状況を的確にとらえ、新たな知見や新しい技術を積極的に取り入れながら、将来に向かって安定した行財政運営を行うことが求められます。

このことから、第7次行政改革大綱では、行政改革の目指す方向性を

「持続可能で質の高い行政サービスの推進」

とし、本市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」で掲げたまちの将来像「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」の実現に向け、改革を進めていくこととします。

(2) 改革の推進方法

- ① 改革の目指す方向性を踏まえ、実施時期、実施課等、数値目標等を示した「第7次阿久根市行政改革大綱推進計画」に基づき、具体的な施策を推進します。
- ② 改革は、職員が市民福祉の向上に奉仕する使命を自覚し、改革への強い意欲をもって、全庁的に取り組むこととします。
- ③ 速やかな施策の実施のため、PDCAサイクルに基づき、市長を本部長とする阿久根市行政改革推進本部において年度ごとに取組状況を点検し、適正な進行管理、評価・改善に努めます。
- ④ 大綱、推進計画及びその進捗状況は、市ホームページで毎年公表することとします。

(3) 改革の推進期間

第7次行政改革大綱の実施期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、期間中においても必要に応じて見直すこととします。

4 改革の推進方針と具体的な推進方策

「持続可能で質の高い行政サービスの推進」を図っていくために、次の4つの推進方針を設け、さらに項目ごとに推進方策を示し、具体的な改革を進めていきます。

推進方針1 市民満足度の向上

多様化する市民ニーズに伴い行政サービスの種類も多岐に及んでいます。複雑化する各種手続きの簡素化を図り、窓口における市民の負担軽減と行政への満足度を高める取組を推進します。

また、市の魅力や市政情報を効果的に発信するために、広報機能の充実を図ります。

【具体的な推進方策】

(1) 手続きの簡素化

市民の行政サービスの積極的な利用のためには、わかりやすく、簡素な手続きでなければなりません。

窓口等においてわかりやすい説明に努め、申請手続等の負担軽減のため、書類の簡素化や事務窓口の統合を図ります。

(2) 広報機能の充実

魅力ある広報紙やホームページづくりに取り組み、分かりやすい情報提供に努めます。

また、LINEをはじめとしたSNSなど、各種広報媒体の特徴を生かした効果的な情報発信を行い、市政情報を速やかに提供できるよう、広報機能の強化と拡充に取り組みます。

推進方針2 効率的で健全な行財政運営の推進

質の高い行政サービスを安定して提供し続けるためには、健全な財政運営の維持が必要不可欠です。将来を見据えた計画的かつ柔軟な財政運営と自主財源の積極的な確保に取り組むとともに、総合的な公共施設の管理により、健全な財政を維持します。

【具体的な推進方策】

(1) 健全財政の維持

事務事業の見直しを徹底し無駄を省くとともに、必要性・優先度の高い事業へ重点的に財源を配分します。

また、市税の収納対策の強化やふるさと納税の一層の推進など自主財源の確保に努め、健全な財政運営を維持します。

(2) 総合的な公共施設等の管理

将来の財政運営に大きな影響を及ぼす公共施設等の建設及び管理運営については、「阿久根市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化の推進を図ります。

また、環境保全の取組として、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を推進します。

推進方針3 行政事務の効率化

デジタル技術の活用による電子行政を推進し、市民の利便性の向上と行政事務の簡素化・効率化を図ります。

また、高度化・多様化・複雑化する行政課題に対して柔軟かつ的確に対応できる組織機構の整備に取り組みます。

【具体的な推進方策】

(1) 電子行政の推進

行政事務の見直しを図るとともにデジタル化を着実に進め、業務効率の向上と働きやすい職場環境の改善に取り組みます。

また、市民サービスや業務の効率化にICTを積極的に活用するDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進め、電子行政を積極的に推進します。

(2) 時代に対応した組織機構の整備

組織機構については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした不断の見直しを行いながら、新たな行政需要にも対応した簡素で効率的な整備を行います。

また、令和5年度から施行される職員の定年延長への対応を進めつつ、業務量に応じたメリハリのある適正な定員管理に努め、円滑な事務事業の遂行を図ります。

推進方針4 人材育成の推進

阿久根市まちづくりビジョンでは「まちづくりはひとづくりから」を基本理念として掲げ、地域づくりにおける人材の育成と確保の重要性を訴えています。引き続き、職場における職務能力の向上や研修による能力開発に努め、地域の課題等に対応できる人材育成に取り組みます。

【具体的な推進方策】

(1) 職場における職務能力の開発

新規採用職員に対する人材育成をはじめ、管理監督職のマネジメント能力の強化や職員の健康管理、ワーク・ライフ・バランスの充実などにより、職員が能力を十分に発揮できる体制づくりを進めます。

(2) 研修による能力開発の強化

職員の国等への派遣研修のほか専門研修や階層別研修に引き続き取り組み、政策形成能力や課題解決能力等を向上させることで、組織の活性化と多様化する行政課題に対応できる職員の育成を図ります。

(3) ひとづくりを目的とした人事管理の推進

多様な視点をまちづくりに生かすため、女性の管理職登用や専門知識等を有する意欲ある人材の登用を行います。また、職員が高い志気を持って職務に当たるよう効果的な人事評価制度の運用を図ります。

◆第7次阿久根市行政改革大綱の体系図

阿久根市まちづくりビジョン
「帰ってきたくなる 行ってみたいくなる 東シナ海の宝のまち あくね」



第7次阿久根市行政改革大綱
改革の方向性：「持続可能で質の高い行政サービスの推進」

推進方針1 市民満足度の向上

- (1) 手続の簡素化
- (2) 広報機能の充実

推進方針2 効率的で健全な行財政運営の推進

- (1) 健全財政の維持
- (2) 総合的な公共施設等の管理

推進方針3 行政事務の効率化

- (1) 電子行政の推進
- (2) 時代に対応した組織機構の整備

推進方針4 人材育成の推進

- (1) 職場における職務能力の開発
- (2) 研修による能力開発の強化
- (3) ひとづくりを目的とした人事管理の推進



第7次阿久根市行政改革大綱推進計画

◆行政改革推進体制

